

「新宿区障害者計画（令和3年度～令和9年度）、第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）」（素案）の作成及びパブリック・コメントの実施について

「新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画」については、委員29名（うち外部委員23名）から構成される新宿区障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）で審議を重ね、令和3年3月の計画最終決定を目途に策定作業中である。

このたび、推進協議会での検討結果を踏まえ、別添のとおり「新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画」（素案）を作成し、これについて、下記のとおりパブリック・コメントを実施し、広く区民からの意見を求める。

記

1 「新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画」（素案）の概要

(1) 計画の目的と位置づけ

① 障害者計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害者施策を計画的、総合的に推進するために、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくりなど広範な施策分野にわたり、障害者施策のあり方について定めた基本的な計画である。

② 第2期障害児福祉計画及び第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制の確保等について定める計画である。第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保等について定める計画である。

両計画とも、各サービスの必要量見込やサービス提供体制の確保策について、区の具体的な施策を定めている。

(2) 計画期間

① 障害者計画

現行計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としている。障害児福祉計画及び障害福祉計画の策定期間に合わせ、必要な見直しを行う。

② 第2期障害児福祉計画及び第6期障害福祉計画

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする。

### (3) 計画の基本的な考え方

#### ① 障害者計画

新宿区基本計画で掲げる「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」をめざし、「障害者が尊厳を持って生活できる地域共生社会の実現」、「バリアフリー社会の実現」、「必要な時に必要な支援が得られる地域共生社会の実現」の3つの基本理念のもと、それに基づく個別施策を定めている。(別紙1参照)

なお、それぞれの個別施策における計画の体制については、新型コロナウイルス感染症等、今後の社会状況に留意した「新たな日常」を踏まえながら柔軟に対応し、推進する。

#### ② 第2期障害児福祉計画及び第6期障害福祉計画

地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、第1期障害児福祉計画及び第5期障害福祉計画期間(平成30年度～令和2年度)の実績等を踏まえ、令和5年度末までの障害児及び障害者の各福祉サービスの必要量見込及びサービス提供体制を確保するための方策を定める。(別紙1参照)

なお、各福祉サービスの提供にあたっては、新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止の対策を十分に講じ、今後の社会状況に留意しながら柔軟に対応し、推進する。

### (4) 本計画における主な見直し内容

#### ① 成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)関連

平成28年5月に施行された「成年後見制度利用促進法」に伴い、国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、各区市町村は、国の基本計画を勘案して区市町村計画を定めるよう努めるものとされている。

区では、これまでも成年後見制度の利用促進に関する施策を障害者計画及び障害福祉計画に含んでいることから、国の基本計画に基づく区市町村計画(新宿区成年後見制度利用促進基本計画)を障害者計画(素案P.115～117)及び障害福祉計画(素案P.183)に包含し、策定することとする。

#### ② その他の障害福祉法制度関連

平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」により、障害者の社会参加のさらなる推進に向けた環境整備が進められている。

障害者計画においては、それぞれ法の趣旨を踏まえた記載(素案P.111～113、P.129～132)を行うこととする。

#### ③ 障害児福祉計画及び障害福祉計画の成果目標関連

令和2年5月19日付厚生労働省通知「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について(通知)」に基づき、第2期障害児福祉計画及び第6期障害福祉計画の成果目標を新たに設定する。(別紙2参照)

## 2 パブリック・コメントの実施(別紙3参照)

### (1) 実施期間

令和2年11月15日(日)から令和2年12月15日(火)まで

## (2) 意見書の提出方法

11月15日号の広報新宿及び区ホームページで意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページで受付

## (3) 閲覧場所等

以下の場所で閲覧及び配布するとともに区ホームページで公表する。

障害者福祉課、保健予防課、保健センター、子ども総合センター、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、中央図書館・他区立図書館9館、障害者福祉センター・他区立障害者施設5所、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー、勤労者・仕事支援センター

(下線の施設では素案要約版の点字版及び音声版を用意する)

## (4) 障害者団体等への説明会

新宿区障害者団体連絡協議会のほか、希望のある関係団体に対し、個別に説明会を実施する。

## (5) 区民向けの説明会の中止に伴う周知強化

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上記(4)以外の説明会は開催しないが、上記(3)閲覧場所にて閲覧及び配布、区ホームページにおける閲覧に供する資料として、従来の素案冊子、要約版、パブリック・コメント意見用紙に加え、パワーポイントにより作成した分かりやすい説明資料を加える。

また、公開する資料は、区ホームページの読み上げ機能に対応したものとし、障害のある方等へ配慮するなど、広く周知に努める。

## 3 今後のスケジュール

令和2年11月11日(水)	福祉健康委員会へ報告 (計画素案の作成及びパブリック・コメントの実施について)
11月15日(日) ～12月15日(火)	} パブリック・コメントの実施
令和3年1月下旬	
2月24日(水)	調整会議 (計画の策定及びパブリック・コメントの実施結果について)
3月5日(金)	政策経営会議(同上)
3月10日(水)	福祉健康委員会へ報告